

緊急事態宣言の解除に伴う
施設利用及び事業・イベントに係る対応方針

令和3年9月30日
草加市新型コロナウイルス対策本部

緊急事態宣言が解除されたことに伴う本市の市内公共施設の利用及び事業・イベントについては、埼玉県の方針を踏まえ、次のとおりといたします。

1. 対象期間

- ・令和3年10月1日(金)～令和3年10月24日(日)

2. 対象施設及び事業・イベント

- ・市内公共施設及び学校開放施設
- ・市(委託業者を含む)が実施する事業やイベント

3. 対応内容

- ・市内公共施設及び学校開放施設の利用時間を午後9時までとします。
- ・事業、イベントの開催時間を午後9時までとします。

なお、感染リスクの高い、次の用途での施設利用は不可とします。

カラオケ、合唱、コーラス、歌唱、入浴サービス、会食を伴う活動(バーベキューを含む。)

※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン(令和3年4月21日改定)」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。